

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：32613

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K14784

研究課題名（和文）戦後復興期における建築・都市計画法規検討の体系的再解釈

研究課題名（英文）Reinterpretation of the deliberation processes of revise the urban planning law and building law in the postwar reconstruction period

研究代表者

藤賀 雅人（FUJIGA, Masato）

工学院大学・建築学部（公私立大学の部局等）・准教授

研究者番号：10593197

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、終戦直後の建築・都市計画法規検討が、地方計画法の制定、特別都市計画法の制定、都市計画法と市街地建築物法の改正、土地法の立案といった4つの方針から進められ、（ ）都市周辺部の計画的介入を地方計画として制度化し、都市計画と関係を持って整備・規制を行うこと、（ ）都市計画法内に土地区画整理を位置付け基盤整備と規制の枠組みを一体的に運用すること、（ ）建築法においても単体規定のみならず、都市像を念頭に置いた積極的なゾーニングにより市街地像を調整・誘導する機能を高めること、（ ）市街地・農地といった土地の扱いについて法制定を目指す動きがあったこと、などを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、これまで明らかにされてこなかった、終戦直後の建築・都市計画法規の検討実態を詳細に考察している。終戦から戦後復興期にかけては、日本の建築・都市計画制度において、最も抜本的な改正議論がなされた時期と位置付けられ、本研究から得られた知見は、戦前の両法の課題点を明確化することはもとより、現在の建築・都市計画制度の成立背景と不成立事項など、制度史上の論点を抽出する意味で有益といえ、学術的・社会的な意義がある。

中でも、地方計画法の制定、特別都市計画法の制定、都市計画法と市街地建築物法の改正、土地法の立案といった4つの方針から戦後の建築・都市政策を進めようとした事実は意義深い。

研究成果の概要（英文）：This study examined building/city planning laws and regulations immediately after the end of the war, and clarified the following. These laws and regulations were studied from the perspectives of four different areas: (1) enactment of the Regional Planning Law, (2) enactment of the Special City Planning Law, (3) revision of the City Planning Law and the Building Regulation Law of 1919, and (4) drafting of the Land Law.

研究分野：都市計画

キーワード：都市計画法 市街地建築物法 建築法 地方計画法 地方計画及都市計画法案 建築基準法 建築基準法施行令

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始時は、市街地建築物法・旧都市計画法制定から100年が経過しようとするタイミングであり、両法の成立過程・改正過程・次代の法制度の役割等を総合的に整理・検討する必要があった。中でも、最も抜本的な制度改正が議論された終戦直後の両法の検討過程を明らかにする試みは十分には行われておらず、検討内容の体系的な整理と、両法の関係性を含めた正確な解釈が求められていた。

具体的な状況を整理すれば、従来の建築・都市計画史研究では、こうした終戦直後の市街地建築物法・都市計画法改正検討の検証が行われないうまま、1950(昭和25)年の建築基準法制定、1968(昭和43)年の都市計画法改正が大きな転換点と位置付けられてきた。この転換点において、終戦直後に考えられていた建築法規提案に比べ、建築基準法が最低基準を求める消極的制度であることが指摘され、建築基準法制定後の都市計画法改正が遅れたことで、集団規定の全面改訂が20年近く実現しなかったことなど、学術的に厳しい評価がなされてきた。これらは、通史の評価として間違っていないが、具体的にどのような規定が現行法制度に欠落しているのか、また、どのような規定を採用するに至ったのか、という検討内容・規定内容に踏み込んだ理解がなされないままであった。すなわち、具体内容に踏み込んだ、市街地建築物法・都市計画法改正検討の体系的な再解釈を進めることで、現在も引き継がれている、建築基準法・都市計画法や関連制度の課題点と見直しに向けた視点を獲得する研究アプローチが期待される状況にあった。

こうした学術的背景を受け、申請者は、戦後の新しい都市空間像を示す指標として作成された戦災復興計画標準の検討過程を考察しつつ、実空間から土地利用計画等の指標が作成されたこと、これら戦災復興計画標準が目指す新しい空間像に即した制度となるよう建築法草案の検討がはじめられ、建築法規から都市計画に対する提案がなされたことを明らかにしてきた。また、都市計画法についても宅地法との関係から改正案が作成され、都市計画事業の意味合いが強められつつ、計画的な開発位置を決定するための区分が検討されていたことを明らかにしてきた。しかしながら、都市計画法単独での改正や、特別都市計画法との関係性、その他の法規提案の内容や市街地建築物法と都市計画法の関係考察は十分に進められていない状況にあった。また、建築基準法制定時の議論など、具体の制度改変との比較考察も不足していた。

2. 研究の目的

以上の状況を背景とし、研究代表者の研究蓄積を引き継ぎつつ、終戦直後に検討された建築・都市計画法規案の再整理と内容考察、建築基準法制定前後の両法の関係考察を進めることで、1945～1955(昭和20～30)年に検討された建築・都市計画法規の戦前からの継承性・断絶性・発展性を明確化することを本研究の到達目標とした。すなわち、終戦直後から戦後復興期にかけて提案・立案された建築・都市計画法規を体系的に再考することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、(独)建築研究所、東京都公文書館等に所蔵されている1945～1955(昭和20～30)年に作成された建築法案・都市計画法案等の一次資料の収集・考察を基本としている。具体的には、以下の3つのアプローチから研究を進めた。

(1) 終戦直後の建築・都市計画法案検討の解明

これまで体系的な把握が行われていなかった終戦直後の建築法・都市計画法案の一次資料を収集し、提案内容の把握と各法案の関係性の考察を進めた。また、この時代の法案検討を考察するにあたり、当時の重要な検討事項であった戦災復興事業への対応(計画標準・特別都市計画法の検討など)や、関連法の提案内容との関係考察を進めた。

(2) 建築基準法制定過程の明確化

終戦直後に検討された建築・都市計画法案を引き継ぎつつも、趣旨を変更し、制定された建築基準法の検討過程を考察することにより、終戦直後の法規提案の変質と、制定された規定内容の把握を進めた。具体的には、建築基準法検討前に作成されていた建築法草案で重視された集団規定の強化から、建築の最低基準を示す法へと変化した要因の抽出を進め、建築基準法内の単体規定・集団規定の位置付けを整理した。これに加え、建築基準法制定時の技術基準の検討過程の考察として、建築基準法施行令の検討実態の明確化に取り組んだ。

(3) 都市計画法改正に向けた検討内容の把握

上記の2つの研究対象の把握・考察を行った後、建築基準法制定後に改正が予定されていた都市計画法の改正提案の内容把握を進めた。

以上の内容を総合的に整理し、終戦直後の建築・都市計画法の改正検討と建築基準法制定時の建築・都市計画法改正検討との関係を比較することで、戦後復興期の建築・都市計画法提案の体系的な再解釈を進めた。

4．研究成果

本研究では以下の成果が得られた。

(1) 終戦直後の建築・都市計画法規検討の全体像把握

終戦直後、中央では戦前の都市政策上の課題、戦災復興事業実施に向けた課題の整理が進められており、この中で、法制面についても、地方計画法の設定、特別都市計画法の設定、都市計画法と建築法の改正、土地法の4点が方針として示されていた。この4つの方針に則り、地方計画法、特別都市計画法、土地法の制定が検討され、市街地建築物法、都市計画法の改正検討が進められていた。

最も早く検討が始められたのは、都市計画法の改正であり、ここでは、緑地地区や工場規制区域といった新たな区域設定や建築規制区域における制限、土地区画整理事業の位置付けなど、戦災復興の目指す空間像を実現するために必要な区域設定と事業推進を後押しする規定を都市計画法内に位置付けることが目指された。その後、都市計画法改正だけでなく、都市間の調整や、都市の拡大に対応するための地方計画を加えた地方計画及都市計画法案が作成されるに至っている。また、この地方計画及都市計画法案を理想案としつつも、都市計画法改正と広域都市計画と位置付けられる地方計画の法制定を区分して進めるアプローチ、都市計画と地方計画を統合した法制定を目指すアプローチの2つの方向から法制定の可能性が模索され、地方計画法の制定と都市計画法の改正が関連性を持って議論されたことを解明した。

建築法の改正提案は、この都市計画法改正について、本格的な案を作成する地方計画法案及び都市計画改正法案準備委員会の最中に作成されており、都市計画法の改正検討に刺激され、建築法の抜本的な改正検討が始められていた。

当時の案をみれば、都市計画法改正検討において、市街地建築物法に位置付けられていた集団規定の範囲を都市計画法に一元化する提案がなされており、建築法の検討においては、都市の外周部に対する区域設定が含まれるなど、市街地コントロールの位置付けをめぐる議論がなされていた。特に、地方計画法案及び都市計画改正法案準備委員会は、都市計画行政、建築行政が集う会合でもあり、この準備委員会の検討において、具体的な運用面の議論がなされ、都市計画法規に市街地建築物法の地域・地区等を位置付けつつも、市街地コントロールの実体規定は都市計画法規に移さず、市街地建築物法に残すことが、現実的な運用と結論づけられたことを示した。

なお、土地法については、研究的な側面から検討が進められ、関係の深い、都市計画法の改正案も試案され、時限的なコントロール等が提案されたことを明らかにしている。

(2) 建築基準法施行令の策定過程の考察

2019年が市街地建築物法・旧都市計画法制定から100年を迎える年でもあり、記念出版・論稿執筆、シンポジウム・研究集会への登壇を行なった。中でも、日本建築学会日本近代建築法制100周年記念活動支援小委員会として、日本建築センターが市街地建築物法制定100周年を記念して出版した『日本近代建築法制の100年 -市街地建築物法から建築基準法まで-』の企画・執筆に携わった。ここでは、建築法制に対する日本建築学会の役割として、建築基準法制定時の施行令の策定過程を考察した。具体的には、構造分野においては戦後の新基準の運用を明確化し、防火分野においても規定強化と、戦中・戦後の臨時基準を改める具体基準の作成が進められたことを示し、都市計画分野では建築基準法で十分に議論がなされなかった用途地域等、法の不足を議論する機会となり、建築設備や現場工事・危害防止に関しては、全国統一の技術基準について網羅的な議論がなされるなど、小委員会ごとに状況の異なる検討が進められたことを明らかにした。

(3) 建築・都市計画法制の歴史的変遷の整理

このほか、建築基準法の改正過程、1950年代の都市計画法改正案の収集・把握を進めることができ、日本建築学会市街地コントロール制度の体系と運用研究小委員会の活動として、市街地建築物法適用六大都市の制度運用の実態考察にも取り組み始めている。また、日本都市計画学会にて出版企画が進められている『都市計画の構造転換 -整・開・保からマネジメントまで-(仮)』において、都市計画法の改正過程の整理を進めるなど、戦後復興期の建築・都市計画法の検討のみならず、法制度の改正点の整理や各都市の運用実態に関する研究にも着手できており、研究対象を拡大することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 藤賀雅人, 岡辺重雄	4. 巻 767
2. 論文標題 終戦直後の都市計画法改正検討に関する研究（その1） -1945年 都市計画法改正案と地方計画及都市計画法案について-	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 71-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤賀雅人, 三宅博史	4. 巻 758
2. 論文標題 建築基準法施行令の策定過程 -建築基準法制定時の技術基準の検討に関する研究-	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 943-953
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤賀雅人	4. 巻 1
2. 論文標題 終戦直後の建築・都市計画制度検討と復興	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 復興デザイン会議第1回全国大会資料集	6. 最初と最後の頁 2.6-2.8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤賀雅人	4. 巻 1
2. 論文標題 建築基準法の制定背景と改正略史	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 建築法制委員会パネルディスカッション「近代建築法制100年と今後の建築法制の課題と展望」資料集	6. 最初と最後の頁 7-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤賀雅人	4. 巻 1
2. 論文標題 建築法草案検討時の容積率制限を巡る論点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 建築法制委員会研究協議会「今、容積率制限を考える」資料集	6. 最初と最後の頁 21-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤賀雅人	4. 巻 27
2. 論文標題 災害危険区域指定と土地・住宅の移動 -陸前高田市における一筆指定の災害危険区域を中心に-	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 居住福祉研究	6. 最初と最後の頁 53-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤賀雅人, 三宅博史	4. 巻 630
2. 論文標題 市街地建築物法・建築基準法と建築学会 -建築基準法施行令の策定過程-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ビルディングレター	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤賀雅人	4. 巻 192
2. 論文標題 オーダーメイドの再開発をどこまで進められるか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 再開発コーディネーター	6. 最初と最後の頁 26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 日本近代建築法制100年史編集委員会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本建築センター	5. 総ページ数 592
3. 書名 日本近代建築法制の100年 -市街地建築物法から建築基準法まで-	

1. 著者名 藤賀雅人, 松川秀樹ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 三弥井書店	5. 総ページ数 176
3. 書名 社会デザインの多様性	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----